

○地域警察機能強化及び活動拠点の戦略的整備検討委員会設置要綱の制定について

(平成 22 年 3 月 1 日例規第 14 号)

この度、交番・駐在所をはじめとする地域警察の活動拠点の整備に的確に対応するため、別添のとおり「地域警察機能強化及び活動拠点の戦略的整備検討委員会設置要綱」を定めたので、実効が挙がるよう努められたい。

なお、地域警察問題研究会設置要綱の制定について（平成 16 年例規地第 6 号）は、廃止する。

別添

地域警察機能強化及び活動拠点の戦略的整備検討委員会設置要綱

第 1 目的

警察活動の基盤であり、地域住民の安心と安全のよりどころとも言える交番、駐在所その他の活動拠点（以下「交番等」という。）の適正な配置、新たな整備、勤務員の配置運用等の見直し又は検討を行い、現在から近い将来にわたる治安情勢、地域情勢及び経済情勢の変化の中で、より効率的かつ効果的な警察活動の拠点整備を組織として図っていくことを目的とする。

第 2 委員会の設置及び任務

1 設置

県本部に地域警察機能強化及び活動拠点の戦略的整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる地域警察の機能強化及び活動拠点に関する問題事項を討議及び研究し、総合的な方針の策定に資することを任務とする。

- (1) 交番等の統廃合基準の策定
- (2) 交番等の機能向上の推進
- (3) 交番等並びに警察官及び交番相談員の適正配置構想の策定
- (4) 新規活動拠点の整備

第 3 構成

委員会の構成は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる者をもって充てる。

委員長	地域部長
副委員長	地域課長
委員	施設課管理官（次席を兼ねる者を除く。）
	警務課企画室長
	地域課管理官（次席を兼ねる者を除く。）
	関東管区警察局静岡県情報通信部通信施設課次席

	庶務担当課企画補佐
	署地域官（地域交通官を含む。）
	署地域課長

第4 運営

- 1 委員長は、必要な都度、委員会を招集するものとする。
- 2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、意見又は委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員の一部により委員会を開催することができる。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5 庶務

委員会の庶務は、県本部地域課が行うものとする。